

簡易な修繕等に係る競争入札参加資格審査申請をされる方へ

1 目的

この資格申請は、長泉町が発注する簡易な修繕等の契約について、町内に主たる事業所を有する小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって町内経済の活性化を図ろうとするものであります。

2 参加資格

〔登録できる者〕

長泉町内に主たる事業所を有する者

なお、適法の範囲内で、希望業種、建設業の許可、経営組織、従業員数は問いません。

平成20年1月1日現在において引き続き2年以上営業を行っていること。

建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下「建設工事競争入札参加資格」という。）に基づく申請がされていない者

〔登録できない者〕

長泉町内に主たる事業所を有しない者（他の市町村に本店がある場合など）

建設工事競争入札参加資格に基づく申請がされている者

簡易な修繕等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

この資格申請をした方は、資格審査の上「長泉町簡易な修繕等競争入札参加資格者名簿」に登載され、長泉町が発注する簡易な修繕等契約の際に指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

3 有効期間

有効期間は、平成20年度の1年間です。

4 申請受付（定期受付）

平成20年2月1日（金）～2月15日（金）土、日、祝日を除く
（9：00～11：30、13：00～16：00）

5 対象となる契約

契約金額が50万円以下の内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である修理及び修繕とします。

6 契約者の選定方法

見積を依頼されたときは、速やかに見積書を発注課の指示に従って提出してください。見積内容を審査の上、妥当と判断される場合には契約を締結することとなります。

なお、見積を依頼されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いします。

7 下請け等の禁止

契約の履行は、長泉町契約規則その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約を一括して他人に請け負わせること（丸投げ等）はできませんので、登録を希望する業種の範囲は、自ら履行できる業種を記載してください。

8 請負代金支払時期

代金支払の時期は、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日以内です。前払金、部分払はありません。

9 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

10 登録名簿の公開

この登録業者名簿は各課・施設をはじめ、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめ御承認の上申請してください。